

令和2年葉山町議会第2回定例会提出議案

- 議案 6 令和2年度葉山町一般会計補正予算（第2号）
別紙「補正予算案の概略」のとおり
- 7 葉山町税条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 8 葉山町手数料条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 9 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 10 葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 11 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 12 葉山町国民健康保険条例及び葉山町介護保険条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 13 葉山町営住宅条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 1 令和元年度葉山町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
令和元年度葉山町一般会計の繰越明許費繰越計算書について説明するもの
- 2 令和元年度葉山町事故繰越し繰越計算書（一般会計）
令和元年度葉山町一般会計の事故繰越し繰越計算書について説明するもの
- 3 令和元年度葉山町下水道事業会計予算繰越計算書
令和元年度葉山町下水道事業会計の予算繰越計算書について説明するもの
- 4 令和元年度葉山町下水道事業会計継続費繰越計算書
令和元年度葉山町下水道事業会計の継続費繰越計算書について説明するもの
- 5 土地開発公社の経営状況に関する説明書の報告について
令和元年度の葉山町土地開発公社の経営状況について説明するもの

令和2年度 6月補正予算案の概略について

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		13,762,407	155,705	13,918,112
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,396,767		3,396,767
	後 期 高 齢 者 医 療	1,096,198		1,096,198
	介 護 保 険	3,000,024		3,000,024
	小 計	7,492,989	0	7,492,989
下水道事業会計		2,245,786	0	2,245,786
合 計		23,501,182	155,705	23,656,887

補正予算案の概略

本町では、5月1日の第1回臨時会で議決いただいた一般会計補正予算(第1号)に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に対する対策経費を中心とした一般会計補正予算(第2号)を編成しました。

(1)一般会計

歳入(新型コロナウイルス対策経費の財源については、文頭に⊖を付しています。)

- 国庫支出金
 - ・ 子ども・子育て支援事業費補助金 218千円
 - ・ ⊖地方創生臨時交付金 19,852千円
- 県支出金
 - ・ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業委託金 462千円
- 寄附金
 - ・ ⊖新型コロナウイルス感染症対策寄附金 1,000千円
- 繰入金
 - ・ ⊖財政調整基金繰入金 98,000千円
- 諸収入
 - ・ コミュニティ助成事業助成金 3,800千円
 - ・ 全国町村会総合賠償補償保険金 32,373千円

歳出

(新型コロナウイルス対策経費)

- 子育て世帯への支援 3,446 千円
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活支援のため給付金を支給（2回目）〔参考〕5月補正予算額（1回目）2,406千円
対象世帯に対し20千円

- 中小企業・小規模事業者への支援 50,533 千円
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小・小規模事業者に給付金を支給（2回目）〔参考〕5月補正予算額（1回目）52,000千円
売上が減少(20%以上)した事業者に対し10万円

- 学校給食に関する対策経費 64,077 千円
 - ・臨時休業による夏休み短縮に備え、給食提供に必要な環境整備として給食室に空調を設置する。 7,920 千円
 - ・保護者の負担軽減を図るため、学校給食会が実施する12月までの学校給食の無償提供について補助を行う。 56,157 千円

(新型コロナウイルス対策経費以外)

- 役場庁舎内のシュレッダーの更新 193 千円

- 町内（自治）会が行う備品の整備に対して補助を行う 3,800 千円
 - ・下山口町内会、葉桜自治会

- 神奈川県町村情報システム共同事業組合に対する負担金 328 千円
 - ・児童手当に係るマイナンバー情報連携等のシステム改修経費

- 学びづくり推進事業 462 千円
 - ・県からの委託事業として、小中学校における児童・生徒の学力向上を目的とした研究事業を行う。

- 予備費（歳入歳出額の調整） 32,866 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,678,622	41.3		5,678,622	40.8
地 方 譲 与 税	62,701	0.5		62,701	0.5
利 子 割 交 付 金	5,000	0.0		5,000	0.0
配 当 割 交 付 金	32,000	0.2		32,000	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000	0.2		28,000	0.2
法 人 事 業 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	569,000	4.1		569,000	4.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	30,000	0.2		30,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	28,500	0.2		28,500	0.2
地 方 交 付 税	600,000	4.4		600,000	4.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	40,991	0.3		40,991	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	178,269	1.3		178,269	1.3
国 庫 支 出 金	4,538,156	33.0	20,070	4,558,226	32.8
県 支 出 金	740,872	5.4	462	741,334	5.3
財 産 収 入	5,924	0.0		5,924	0.0
寄 附 金	66,200	0.5	1,000	67,200	0.5
繰 入 金	444,700	3.2	98,000	542,700	3.9
繰 越 金	200,000	1.5		200,000	1.4
諸 収 入	71,170	0.5	36,173	107,343	0.8
町 債	423,300	3.1		423,300	3.0
合 計	13,762,407	100.0	155,705	13,918,112	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	177,804	1.3		177,804	1.3
総 務 費	4,582,767	33.3	4,321	4,587,088	33.0
民 生 費	4,000,202	29.1	3,446	4,003,648	28.8
衛 生 費	1,259,954	9.2		1,259,954	9.1
農 林 水 産 業 費	56,156	0.4		56,156	0.4
商 工 費	140,058	1.0	50,533	190,591	1.4
土 木 費	1,371,239	10.0		1,371,239	9.9
消 防 費	652,094	4.7		652,094	4.7
教 育 費	936,645	6.8	64,539	1,001,184	7.2
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	544,886	4.0		544,886	3.9
諸 支 出 金	95	0.0		95	0.0
予 備 費	39,507	0.3	32,866	72,373	0.5
合 計	13,762,407	100.0	155,705	13,918,112	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行う地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する環境性能割の税率の特例について、特例が適用される当該軽自動車の取得期間を令和3年3月31日まで延長することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

(1) 通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付における手数料に関する規定を削除することとした。

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 原則、満3歳未満の乳幼児に対して保育を提供するものである家庭的保育事業者等は、「集団保育の機会の提供」、「代替保育の提供」、「満3歳未満の乳幼児に対する保育の提供の終了後、継続して満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育の提供」がなされるよう、受入先となる連携施設を確保しなければならないとされているところ、確保義務の緩和について定めることとした。《第6条、第45条、附則第4項》
- (2) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の設備基準のうち、避難階段に係る規定を改めることとした。《第28条及び第43条》
- (3) 小規模保育事業所A型及びB型並びに事業所内保育事業所に置く保育士の数の算定にあたり、准看護師を保育士とみなすことができることとした。《第29条、第31条、第44条及び第47条》
- (4) 居宅訪問型保育の対象に「保護者の疾病や障害等により家庭での養育が困難な乳幼児」を加えることとした。《第37条》
- (5) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を定めることとした。《附則第7項～第10項》
- (6) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

【参考】

家庭的保育事業等

- **家庭的保育事業** …保育所に比べ小規模な環境（定員5人以下）で保育を実施する事業
- **小規模保育事業** …家庭的保育者の居宅等で少人数（定員6～19人）を対象に保育を実施する事業
 - 小規模保育事業A型 …小規模保育事業のうち、保育所分園、ミニ保育所に近い類型
 - 小規模保育事業B型 …小規模保育事業のうち、A型とC型の中間型
 - 小規模保育事業C型 …小規模保育事業のうち、家庭的保育に近い類型
- **居宅訪問型保育事業** …保育所等での集団保育が難しい場合に、子どもの居宅で1対1の保育を実施する事業
- **事業所内保育事業** …事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業
 - 保育所型事業所内保育事業 …事業所内保育事業のうち、定員20人以上とするもの
 - 小規模型事業所内保育事業 …事業所内保育事業のうち、定員19人以下とするもの

条例の概要

題 名

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 原則、満 3 歳未満の乳幼児に対して保育を提供するものである特定地域型保育事業者は、「集団保育の機会の提供」、「代替保育の提供」、「満 3 歳未満の乳幼児に対する保育の提供の終了後、継続して満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育の提供」がなされるよう、受入先となる連携施設を確保しなければならないとされているところ、確保義務の緩和について定めることとした。《第 42 条、附則第 5 項》
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

【参考】

特定地域型保育事業（児童福祉法に規定する「家庭的保育事業等」と同義）

- 家庭的保育事業 …保育所に比べ小規模な環境（定員 5 人以下）で保育を実施する事業
- 小規模保育事業 …家庭的保育者の居宅等で少人数（定員 6～19 人）を対象に保育を実施する事業
 - 小規模保育事業 A 型 …小規模保育事業のうち、保育所分園、ミニ保育所に近い類型
 - 小規模保育事業 B 型 …小規模保育事業のうち、A 型と C 型の間中型
 - 小規模保育事業 C 型 …小規模保育事業のうち、家庭的保育に近い類型
- 居宅訪問型保育事業 …保育所等での集団保育が難しい場合に、子どもの居宅で 1 対 1 の保育を実施する事業
- 事業所内保育事業 …事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業
 - 保育所型事業所内保育事業 …事業所内保育事業のうち、定員 20 人以上とするもの
 - 小規模型事業所内保育事業 …事業所内保育事業のうち、定員 19 人以下とするもの

条例の概要

題 名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員が修了しなければならない研修に、都道府県知事が行うもののほか、指定都市又は中核市の長が行うものを加えることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例及び葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

保険料の減免の申請期限を緩和するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

保険料の減免の申請を納期限までとし、町長が認める場合は、納期限後においても申請することができることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月の納期分の保険料から適用することとした。

条例の概要

題名

葉山町営住宅条例の一部を改正する条例

1 趣旨

民法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 公募を行わずに町営住宅に入居できる者として、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業の施行に伴う住宅の除却に係る者を追加することとした。
- (2) 家賃の未納等について、敷金をその弁済に充てることができることとし、この場合において、入居者は敷金をもって家賃の未納等の弁済に充てることを請求することはできないこととした。
- (3) 不正の行為によって入居した者に対して徴収する金銭を算出する際の利息の率を、法定利率とすることとした。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。